

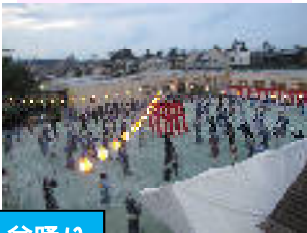
平日の標準的な日課

- 7:00 起床・洗面・清掃
- 7:30 朝食
- 8:30 ホームルーム
- 9:10 朝礼・午前の教育活動
(職業指導・教科指導等)
- 12:00 昼食・休憩
- 13:00 午後の教育活動
(職業指導・教科指導・体育指導等)
- 15:30 運動
- 17:00 夕食・休憩・ラジオ聴取
- 18:00 職業学習・入浴・日記記入
- 20:00 余暇時間(テレビ視聴・読書等)
- 21:00 就寝(希望者は21:50まで学習等)



運動会

- おはぎ会
- 芋煮会
- 運動会



盆踊り

年間の主な行事

- 観桜会
- 盆踊り
- 登山(短期)



成人式

- 合唱コンクール
- 卒業式(短期)
- 成人式

社会復帰支援

少年院では、出院後に自立した生活を営む上での困難がある在院者に対して、円滑な社会復帰に向けた様々な支援を行っています。

- 適切な住居を得ることや帰住に関する支援
- 医療や療養を受けることに関する支援
- 修学や就業に関する支援



就労支援

当院では、特に就労に関する支援に力を入れており、毎年多くの在院者が少年院内で企業の採用面接を受け、内定をいただいています。

また、「**職親プロジェクト**」(少年院出院者等の再犯防止を目指して、就労支援に理解のある企業から少年院出院者等に就労体験の機会を提供し、円滑な社会復帰を支援して再犯率の低下を目指す就労支援の取組)に参加し、就労支援の一層の充実に努めています。職親プロジェクト参加企業により、在院者に対して職業人としての心構えや身に付けるべきことなどについて講演やグループワークを行い、就労に対する意識を高める取組なども行っています。

修学支援

少年院では、出院後の高等学校等への復学や転学、入学を希望する在院者や中学校への復学が見込まれる在院者に対する支援を行っています。

学校、関係機関との調整、進学等に関する情報収集や受験の調整などを行っています。また、高等学校卒業程度認定試験の受験を希望する在院者に対しては、当院内において受験を実施するとともに、合格に向けた受験講座を開設するなど、力を入れています。

退院者等からの相談

少年院では、出院した人やその保護者、雇用主などから、出院後の交友関係や仕事上の問題、生活設計や学校への適応などについて、電話や面談による相談を受け付けています。

職業訓練の伝統が息づく

東北少年院



〒984-0825

仙台市若林区古城3丁目21-1

電話 022-285-4270

仙台駅から：
仙台市地下鉄 東西線「薬師堂駅」下車 乗り継ぎ
仙台市営バス 沖野藤田行き 又は 古城3丁目霞の目営業所行き
「高原住宅前」下車 徒歩2分

東北少年院の沿革と現在

昭和17年 1月 仙台市片平丁に仙台少年院として開設
 昭和23年 6月 東北少年院に改称
 昭和25年 8月 仙台市二ツ沢に移転
 昭和59年 4月 現在地に新築移転
 平成27年 4月 分院として青葉女子学園を所管
 平成30年 4月 短期課程を併設

当院は、昭和39年に少年院の特色化を図るための**職業訓練重点施設に指定**されて以降、職業訓練の伝統を受け継いできました。平成27年6月、新少年院法が施行され、施設運営の透明化等が図られたほか、**平成30年4月から短期課程が併設**されました。

在院者の横顔

家庭裁判所において**第1種少年院送致の決定**を受けた男子少年のうち、専門的な職業指導が必要と判断された少年のほか、家族関係、保護環境の問題から早期の自立が求められている少年についても、**自立に役立つ資格の取得**を期待されて当院に送致されています。

また、短期課程においては、**問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きい少年**が送致されています。短期間で焦点を絞った密度の濃い矯正教育を実施するほか、義務教育未修了の在院者には、復学や進学に必要な学力を身に付けさせます。

当院では、専門的な職業指導はもとより、非行に至った原因を理解し、問題を改善するためのプログラムなど、各種矯正教育を準備しています。

そして、在院者一人一人には、個々の事情に応じた**個人別矯正教育計画**（在院期間を通しての詳細な教育計画）を作成し、その計画に基づき、きめ細かな矯正教育を実施しています。

職業指導

指導科目	取得可能な資格等
電気工事科	・第一種、第二種電気工事士 ・第三種電気主任技術者 等
給排水設備科	・液化石油ガス設備士 ・2級配管技能士 等
溶接科	・アーク、半自動溶接技術検定 ・ステンレス溶接技術検定 等
自動車整備科	・3級自動車ガソリン・エンジン整備士 ・タイヤ空気充填作業特別教育 等
土木・建築科	・3級建築大工技能士 ・小型移動式クレーン運転技能講習 等
情報処理科 (短期課程)	・日本語ワープロ検定試験 等



教科指導

指導科目	内容
義務教育指導	・中学校の学習指導要領に準拠した教科指導
補習教育指導	・漢字学習、ドリル学習 ・民間学力テスト 等
高等学校教育指導	・高等学校卒業程度認定試験学習 ・民間学力テスト 等

その他の教育活動

生活指導	基本的な生活訓練 (アサーション・トレーニング等) 問題行動指導 (問題性別指導(交通、窃盗)) 治療的指導 被害者心情理解指導 保護関係調整指導 特定生活指導 (被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導、交友関係指導等)
体育指導	体カトレーニング 水泳 フットサル・バレーボール 等
特別活動指導	自主的活動(役割活動等) クラブ活動(文化クラブ等) 情操的活動(歌唱指導等) 行事、社会貢献活動 等

よくある質問

指導は誰がしているのですか？

多くの指導は法務教官が分担して行っています。職業指導は、必要に応じて外部講師を招いています。その他、文化クラブ指導、面接指導などにも外部の方々の協力を得ています。

在院期間はどのくらいですか？

標準期間が20週間(短期間)、11か月、12か月のコースがあり、在院者によって在院期間や出院時期は異なります。仮退院した少年は、帰住する場所で保護観察を受けます。

保護者の面会はありますか？

定期的に訪れる保護者もいますが、出身地が遠方である場合や経済的な面等それぞれの家庭の事情から、面会が少ない在院者もいます。